

3737-0139-00

JAM井関農機労働組合 松山支部

加入スタイル ① JAMハート共済 A2倍タイプ	② JAM団体共済	JAM団体火災共済	9 □
生命傷害特約		JAM団体生命共済	30 □
病氣入院特約		生命傷害特約	30 □
		病氣入院特約	10 □
		JAM団体医療共済	2 □
共済掛金 (1人当たり)	共済掛金 (1人当たり)	JAM団体組合活動共済	□
月掛 1,140 円	月掛 1,165 円	JAM団体交通災害共済	□

※JAM共済マニュアル「各共済の概要と保障内容」と共にご覧下さい。

1. 火災等で被害を受けたとき

(ハート1-①~⑦+団体火災)

	被害の割合	共済金
①火災	70%以上	1,500,000 円
	50%以上 70%未満	1,125,000 円
	30%以上 50%未満	750,000 円
	20%以上 30%未満	375,000 円
	10%以上 20%未満	225,000 円
	5%以上 10%未満 5%未満	150,000 円 105,000 円
②地震	70%以上	225,000 円
	50%以上 70%未満	135,000 円
	20%以上 50%未満	120,000 円
	5%以上 20%未満	22,500 円
	1%以上 5%未満	15,000 円
	地震が原因で火災となった場合の加算	
	70%以上	105,000 円
	20%以上 70%未満	52,500 円
③風水雪害 ・崖崩れ	50%以上	450,000 円
	30%以上 50%未満	232,500 円
	20%以上 30%未満	120,000 円
	5%以上 20%未満	60,000 円
	1%以上 5%未満	22,500 円
④床上浸水	200cm 以上	150,000 円
	80cm 以上 200cm 未満	75,000 円
	20cm 以上 80cm 未満	52,500 円
	5cm 以上 20cm 未満	30,000 円
	5cm 未満	22,500 円
⑤漏水	70%以上	52,500 円
	40%以上 70%未満	37,500 円
	20%以上 40%未満	22,500 円
⑥落雷	一機種一台限り	7,500 円
⑦同居する親族の死亡(火災等、自然災害による損害) ※親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族		150,000 円

6. 病氣やケガで入院したとき

※1共済期間 入院共済金支払い限度日数180日 (①~④について)

入院事由	共済金
①病気で1日~4日入院した場合(日帰り入院含) (ハート入院特約+団体生命病氣入院特約)	1日目より 3,000 円/日
②病気で連続5日以上入院した場合 (ハート2-①+ハート入院特約+団体生命病氣入院特約+団体医療①)	1日目より 6,000 円/日
③ケガで1日以上入院した場合(日帰り入院含) (ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②)	1日目より 8,000 円/日
④組合活動中の事故で連続5日以上入院した場合 (ハート2-③+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+団体組活)	1日目より 16,000 円/日
⑤ドナー支援金※給付対象はJAM共済マニュアル参照 (ハート入院特約+団体生命病氣入院特約)	30,000 円/1回
⑥疾病障害見舞金※給付対象はJAM共済マニュアル参照 (ハート入院特約+団体生命病氣入院特約)	120,000 円/各1回のみ

※組合活動中の事故で5日未満の入院の場合

・入院・休業を含め5日以上となる場合の入院は、「4. 組合活動中の事故」の「休業」として扱います。(さらに、ハート生命傷害特約、団体生命特約、団体医療に加入の場合は、それぞれの入院共済金が支払われます。)

・入院・休業を含め5日に満たない場合の入院については、「③ケガで1日以上入院した場合(日帰り入院含)」で支払います。

2. 死亡、ケガ(交通事故含む)や病気で身体障害になったとき

※生命傷害特約を付帯していない場合  
※生命傷害特約を付帯している場合で病氣が原因のとき

(ハート3-①+団体生命)

死亡	5,000,000 円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-①)	
労災法の障害等級に準じた場合+団体生命	
障害1級	ケガ 5,000,000 円 病氣 5,000,000 円
障害2級	5,000,000 円
障害3級 2.3.4	5,000,000 円
障害3級 1.5	5,000,000 円
障害4級	2,500,000 円
障害5級	ケガ 1,250,000 円
障害6級	250,000 円
障害7級	150,000 円

身障者福祉法の認定を受けたとき

(ハート4-①)

身障者福祉法の認定を受けた場合+団体生命	
障害1級	2,500,000 円
障害2級	1,250,000 円
障害3級	250,000 円
障害4級	150,000 円

労災法と身障者福祉法の両方に該当した場合は共済金の多い方を適用します

4. 組合活動中の事故

(ハート3-②+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体組活)

死亡	28,000,000 円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-②+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体組活)	
障害1級	28,000,000 円
障害2級	28,000,000 円
障害3級 2.3.4	28,000,000 円
障害3級 1.5	27,500,000 円
障害4級	21,500,000 円
障害5級	18,250,000 円
障害6級	15,150,000 円
障害7級	12,590,000 円
障害8級	11,250,000 円
障害9級	7,500,000 円
障害10級	5,000,000 円
障害11級	3,750,000 円
障害12級	2,500,000 円
障害13級	1,750,000 円
障害14級	1,000,000 円

5日以上休業のとき1日目より

5,000 円/日(ハート2-④+団体組活)

・特定疾病による入院、休業、死亡共済金および障害共済金は、50%を限度に給付します。

・団体交通災害に加入の場合で、組合活動中に交通災害に遭ったときは、団体交通災害の共済金も支払われます。

3. 不慮の事故(交通事故含む)や感染病(感染症)で死亡または身体に障害を残したとき

※生命傷害特約を付帯している場合(病氣が原因の場合は、「2. 死亡、ケガや病氣で身体障害になったとき」を参照)

(ハート3-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約)

死亡	10,000,000 円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約)	
障害1級	10,000,000 円
障害2級	10,000,000 円
障害3級 2.3.4	10,000,000 円
障害3級 1.5	9,500,000 円
障害4級	6,500,000 円
障害5級	4,750,000 円
障害6級	3,250,000 円
障害7級	2,650,000 円
障害8級	2,250,000 円
障害9級	1,500,000 円
障害10級	1,000,000 円
障害11級	750,000 円
障害12級	500,000 円
障害13級	350,000 円
障害14級	200,000 円

5. 交通災害に遭ったとき

※団体交通災害に加入しているとき

(ハート3-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体交通災害)

死亡	円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-①+ハート生命傷害特約+団体生命+団体生命傷害特約+団体交通災害)	
障害1級	円
障害2級	円
障害3級 2.3.4	円
障害3級 1.5	円
障害4級	円
障害5級	円
障害6級	円
障害7級	円
障害8級	円
障害9級	円
障害10級	円
障害11級	円
障害12級	円
障害13級	円
障害14級	円

1~4日入院したとき1日目より  
円/日  
(ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+交通災害(通院))

連続5日以上入院したとき5日目より  
円/日

(ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+交通災害(入院))

※1共済期間 入院共済金支払い限度日数180日

通院1日目から 円/日(交通災害)